

【改定前】

水道工事共通仕様書
水道管実施設計委託仕様書
水道用資機材仕様書

令和4年10月

福岡市水道局

【改定後】

水道工事共通仕様書
水道管実施設計委託仕様書
水道用資機材仕様書

令和5年10月

福岡市水道局

【改定前】

1-1-21 建設副産物

5. 受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

9. 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。

1-1-22 監督職員による確認及び立会等

表 1-1

種別	細別	確認時期
ポストテンションT（I）桁製作工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時
プレビーム桁製作工		プレストレスト導入完了時
プレキャストブロック桁組立工		縦締め作業完了時
PCホロースラブ製作工		PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
PC版桁製作工		
PC箱桁製作工		
PC片持箱桁製作工		
PC押し出し箱桁製作工		
床版・横組工		
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時

1-1-28 施工管理

【改定後】

1-1-21 建設副産物

5. 受注者は、**コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等**を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

9. 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、**建設発生土**を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。

1-1-22 監督職員による確認及び立会等

表 1-1

種別	細別	確認時期
ポストテンションT（I）桁製作工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時
プレビーム桁製作工		プレストレスト導入完了時
プレキャストブロック桁組立工		縦締め作業完了時
PCホロースラブ製作工		PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
PC版桁製作工		
PC箱桁製作工		
PC片持箱桁製作工		
PC押し出し箱桁製作工		
床版・横組工		
地覆工		鉄筋組立て完了時
橋梁用高欄工		
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時

1-1-28 施工管理

9. **品質記録台帳（適用除外）**

10. **工事情報共有化（適用除外）**

11. 受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

【改定前】

1-1-36 環境対策

6. 受注者は、工事の施工にあたり表 1-2 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表 1-3 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年 6 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号) 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号)」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

9. 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達に関する法律(平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。)」第 2 条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。

1-1-38 交通安全管理

4. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和 2 年 3 月改正 内閣府・国土交通省令第 5 号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

【改定後】

1-1-36 環境対策

6. 受注者は、工事の施工にあたり表 1-2 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表 1-3 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和 3 年 2 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号) 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号)」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

9. 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達に関する法律(令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号。「グリーン購入法」という。)」第 2 条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。

1-1-38 交通安全管理

4. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和 3 年 6 月改正 内閣府・国土交通省令第 2 号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

【改定前】

14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正 政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 2 年 6 月改正 政令第 181 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

1-1-40 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- (2) 建設業法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (8) 雇用保険法（令和 2 年 6 月改正 法律第 54 号）
- (10) 健康保険法（令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年 12 月改正 法律第 63 号）
- (14) 道路法（令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号）
- (17) 道路運送車両法（令和 2 年 3 月改正 法律第 5 号）
- (20) 河川法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (23) 港則法（平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号）
- (25) 下水道法（平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号）
- (26) 航空法（令和 2 年 6 月改正 法律第 61 号）
- (30) 環境基本法（平成 30 年 6 月改正 法律第 50 号）
- (38) 文化財保護法（令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号）
- (41) 消防法（平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号）
- (43) 建築基準法（令和 2 年 6 月改正 法律第 43 号）
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号）
- (48) 海上交通安全法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号）
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年 5 月改正 法律第 18 号）
- (51) 船員法（平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号）
- (53) 船舶安全法（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）
- (55) 自然公園法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号）
- (60) 漁業法（令和元年 5 月改正 法律第 1 号）
- (63) 厚生年金保険法（令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号）
- (71) 著作権法（令和 2 年 6 月改正 法律第 48 号）
- (72) 電波法（令和 2 年 4 月改正 法律第 23 号）
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号）
- (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）

【改定後】

14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正 政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 3 年 6 月改正 政令第 172 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

1-1-40 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- (2) 建設業法（令和 3 年 5 月改正 法律第 48 号）
- (8) 雇用保険法（令和 3 年 6 月改正 法律第 58 号）
- (10) 健康保険法（令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（令和 3 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (14) 道路法（令和 3 年 3 月改正 法律第 9 号）
- (17) 道路運送車両法（令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号）
- (20) 河川法（令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号）
- (23) 港則法（令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号）
- (25) 下水道法（令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号）
- (26) 航空法（令和 3 年 6 月改正 法律第 65 号）
- (30) 環境基本法（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (38) 文化財保護法（令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号）
- (41) 消防法（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (43) 建築基準法（令和 3 年 5 月改正 法律第 44 号）
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号）
- (48) 海上交通安全法（令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号）
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号）
- (51) 船員法（令和 3 年 6 月改正 法律第 75 号）
- (53) 船舶安全法（令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号）
- (55) 自然公園法（令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号）
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号）
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (60) 漁業法（令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号）
- (63) 厚生年金保険法（令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号）
- (71) 著作権法（令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号）
- (72) 電波法（令和 3 年 3 月改正 法律第 19 号）
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和 3 年 6 月改正 法律第 58 号）
- (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号）

【改定前】

1-1-46 特許権等

3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正 法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

1-1-47 保険の付保及び事故の補償

4. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

5. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。ただし、中小企業退職金共済法において除外されるものは、免除されるものとするが建設業退職金共済制度の掛金収納書は、工事請負契約締結後、1ヶ月以内及び工事完成時（完成通知書提出時）に発注者に提出しなければならない。なお、掛金収納書を提出できない場合は（例：工事契約締結当初は、工事製作の段階であるため、建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等）についても、免除される場合と同様の取扱とする。また、受注者は建設業退職金共済制度に加入した場合は、共済証紙の購入及び共済証紙受払簿を作成し、監督職員から共済証紙受払簿の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

2-11-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正 政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、2-26、2-27の規格に適合するものとする。

表2-27 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度（60℃） mm ² /S	80～1,000
引火点 ℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比（60℃）	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密度（15℃） g/cm ³	報告
組成（石油学会法 JPI-5S-70-10）	報告

【注1】密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³とすることが望ましい。

2-15-1 道路標識

(1) 標示板

JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）

【改定後】

1-1-46 特許権等

3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

1-1-47 保険の付保及び事故の補償

4. 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

5. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。ただし、中小企業退職金共済法において除外されるものは、免除されるものとするが建設業退職金共済制度の掛金収納書は、工事請負契約締結後、1ヶ月以内及び工事完成時（完成通知書提出時）に発注者に提出しなければならない。なお、掛金収納書を提出できない場合は（例：工事契約締結当初は、工事製作の段階であるため、建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等）についても、免除される場合と同様の取扱とする。また、受注者は建設業退職金共済制度に加入した場合は、共済証紙の購入及び共済証紙受払簿を作成し、監督職員から共済証紙受払簿の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

2-11-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正 政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、2-26、2-27の規格に適合するものとする。

表2-27 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度（60℃） mm ² /S	80～1,000
引火点 ℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比（60℃）	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密度（15℃） g/cm ³	報告
組成（石油学会法 JPI-5S-70-10）	報告

【注1】密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。

2-15-1 道路標識

(1) 標示板

JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯）

28

28

55

57

【改定前】

2-16-2 合成樹脂製品

JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)

第2節 適用すべき諸基準

- 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)
- 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)
- 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針
(換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)

3-3-2 材 料

- (7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。
- ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所
 - ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所
 - ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合

5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。

- (2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の 550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく2種 (HDZ35) の 350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。

⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合

受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の 350g/m² (片面の付着量) 以上の熔融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども熔融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。

3-3-9 小型標識工

15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに熔融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。

3-3-10 防止柵工

3. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、熔融亜鉛めっきを JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の 350g/m² (片面付着量) 以上となるよう施工しなければならない。

【改定後】

2-16-2 合成樹脂製品

JIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管)

59

第2節 適用すべき諸基準

- 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 / ボラードの設置便覧 (令和3年3月)
- 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)
- 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針
(換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)

60

3-3-2 材 料

- (7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。
- ① 凍結防止材を散布する区間
 - ② 交通量が非常に多い期間
 - ③ 海岸に近接する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)
 - ④ 温泉地帯など
 - ⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所

62

5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。

- (2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) (HDZT77) の 77μm (膜厚) 以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく (HDZT49) の 49μm (膜厚) 以上としなければならない。

62

⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合

受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) (HDZT49) の 49μm (膜厚) 以上の熔融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども熔融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。

64

3-3-9 小型標識工

15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに熔融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) (HDZT77) の 77μm (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZT63) 63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については (HDZT49) 49μm (膜厚) 以上としなければならない。

70

3-3-10 防止柵工

3. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、熔融亜鉛めっきを JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) (HDZT49) 49μm (膜厚) 以上となるよう施工しなければならない。

70

【改定前】

3-4-4 既製杭工

13. 既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
- (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。
 - (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。
 - (3) 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。
14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) 7 施工 7.4 くい施工で、7.4.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。

3-10-15 トンネル仮設備工

9. 受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。

4-4-1 一般事項

表 4-3 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒 木	古根株	立 木
盛土高 1 m を超える場合	地面で刈り取る	除 去	根元で切り取る	同 左
盛土高 1 m 以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃

5-5-4 材料の計量及び練混ぜ

3. 練混ぜ
- (2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

5-6-5 締固め

【改定後】

3-4-4 既製杭工

13. 既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
- (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。
 - (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。
 - (3) 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。
14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) 7 施工 7.4 くい施工で、7.4.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。

3-10-15 トンネル仮設備工

9. 受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル (吸入性) 粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。

4-4-1 一般事項

表 4-3 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒 木	古根株	立 木
盛土高 1 m を超える場合	地面で刈り取る	除 去	抜根除去	同 左
盛土高 1 m 以下の場合	根からすき取る			

5-5-4 材料の計量及び練混ぜ

3. 練混ぜ
- (2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第 2 部：練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

5-6-5 締固め

4. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法 (使用器具や施工方法) を施工計画書に記載しなければならない。

88

146

155

163

166